

図面等の写しの交付に係る手数料の徴収について

令和3年11月

水道部 上水道課

第1章 手数料徴収の要旨

1-1 背景

上水道課においては、公道内に埋設されている上下水道施設の竣工図や宅地内の給水及び排水設備工事の竣工図等の図面を保管しており、それらを工事事業者、不動産業者、所有者などからの求めに対し、現在はコピー代を頂き図面を交付しています。

そうした中、今年度、水道法の一部改正（H30.12月）に伴い、水道事業者は適切に水道施設を管理するため水道施設台帳の整備が義務化されたことや、窓口サービスの充実と利便性の向上、災害や漏水事故等の緊急時の迅速な対応などを目的として、下水道事業の台帳システムと統一を図り、新たな「上下水道管路台帳システム」の構築を行うことから、図面の交付に係る手数料の徴収について検討することとしました。

1-2 手数料徴収における基本的な考え方

手数料とは、「特定の者に提供する役務に対し、その費用を償うため又は報酬として徴収する料金」とされ、地方公共団体の行政上の必要のためではなく、特定個人のために行う事務等への対価になります。尚、公営企業の手数料の徴収については、地方公営企業法第9条で規定されています。

今回のシステム構築に伴い、窓口調査用として窓口用タッチパネル式システムを導入します。

申請者自らが、タッチパネル式システムを操作し、図面を印刷することができます。

交付する図面としては、公道内に埋設されている水道施設や公共下水道施設の管網図、本管工事竣工図等となります。

また、宅地内の給水装置図・排水設備図においても同様に図面出力が可能となります。

ただし、これらの図の交付においては、個人情報保護の観点から本人若しくは委任状等の提出が必要となり、その内容確認も必要なことから、職員が対応することとなります。

そこで手数料については、「①水道施設台帳・公共下水道台帳の図面の写しの交付」と「②給水装置図・排水設備図の図面の写しの交付」の2種類に分けて算出することとします。

第2章 手数料の設定について

2-1 図面等の写しの交付に係る費用の試算について

① 水道施設台帳・公共下水道台帳の図面等の写しの交付

構築する窓口用タッチパネル式システム機器等の減価償却（5年）、用紙代などの諸雑費やシステム・機器の年間保守の費用などを積み上げ、それを窓口調査の実績件数約 1,500 件で割り 1 枚あたりの費用として算定しています。

② 給水装置図・排水設備図の図面等の写しの交付

個人情報保護の観点から本人確認や委任状等の提出を求めており、出力操作等の職員人件費、用紙代などの諸雑費を積み上げ、1 枚あたりの費用として算出しています。

2-2 道内他市の状況

図面の交付に対して道内他市の状況を確認した結果、恵庭市以外の34市の内、手数料を徴収している市が17市でした。

近隣で手数料を徴収しているのは、千歳市、江別市、岩見沢市となっています。

尚、札幌市（水道）、北広島市、石狩市は、現在の恵庭市と同様でコピー代のみを徴収しています。

表1 《道内他市の状況》

	水道(給水)	下水道(排水)	備考
札幌市	20円	0円	下水道はHP上で公開(無料)
千歳市	300円	300円	
北広島市	(白黒) 10円	(白黒) 10円	
	(カラー) 30円	(カラー) 30円	
江別市	100円	100円	
	(給水装置図) 300円		
石狩市	20円	20円	
岩見沢市	100円	100円	
帯広市	400円	400円	
北見市	240円	240円	
深川市	500円	500円	
富良野市	250円	250円	

2-3 手数料について

上記の内容を踏まえ、「恵庭市上下水道管路台帳システム」の構築にあわせて、令和4年度より図面等の写しの交付に係る手数料を徴収することとします。

手数料の額としては、「水道施設台帳・公共下水道台帳の図面等の写しの交付 1枚につき200円」、「給水装置図・排水設備図の図面等の写しの交付 1枚につき300円」とします。

■水道施設台帳・公共下水道台帳、給水装置図・排水設備図

図面種類		枚数	確認書類	出力操作	操作時間	金額(円)
条例名	一般名					
水道施設台帳・ 公共下水道台帳	管網図	1枚	-	申請者	-	200
	竣工図	1枚	-		-	
給水装置図・ 排水設備図	宅内図	1枚	委任状	職員	5分	300